

重 要 事 項 説 明 書

(介護予防通所リハビリテーションサービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第115条第2項に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	医療法人 省和会
法人所在地	茨城県水戸市大足町980
法人種別	医療法人
代表者氏名	長田省一
電話番号	029-259-5711

2 ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設 つまさと
施設の所在地	茨城県水戸市有賀町 2228
施設長名	長田 和枝
電話番号	029-259-7677
ファクシミリ番号	029-259-7633

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	茨城県知事の事業者指定	利用定数	○市基準該当サービス
	指定年月日	指定番号	
施設 介護老人保健施設	令和2年4月2日	0853180040	80人
居宅 通所リハビリテーション	令和2年4月2日	0853180040	30人
居宅 短期入所療養介護	令和2年4月2日	0853180040	空床利用
居宅 介護予防通所リハビリテーション	令和2年4月2日	0853180040	
居宅 介護予防短期入所療養介護	令和2年4月2日	0853180040	

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、要支援1・要支援2の該当者（以後要支援常態）に対して適正な通所リハビリテーションサービスを提供することを目的とします。
施設運営の方針	当施設にあっては、要支援状態となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより心身の機能の維持回復を図るため、各種サービスの提供に誠意をもって取り組みます。

5 施設の概要

老人保健施設敷地および建物

敷地	4011.80m ²		
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建（耐火建築）	
	延べ床面積	5667.38m ²	
	利用定員	入所80名	通所30名 短期入所

（1）居室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	18室	247.93 m ²	13.77 m ²
2人部屋	3室	63.58 m ²	10.60 m ²
4人部屋	14室	501.59 m ²	8.95 m ²

（2）主な設備

設備の種類	室 数	面 積
食堂	1F1室 2F1室 3F1室	285.73 m ²
機能訓練室	1室	111.36 m ²
一般浴室（脱衣室、トレ含）	1室	68.16 m ²
機械浴室（特殊浴槽1台）	1室	58.86 m ²
診察室	1室	18.00 m ²
デイルーム及び談話室	各階1箇所	81.34+36.00+54.00 m ²

各部屋の配置ならびに構造については、別添のパンフレットを参照してください。

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分		常勤換算後の人員	事業者の指定基準	関係保有資格
		常勤	非常勤			
施設長	1	1		1	1	介護支援専門員 管理栄養士
支援相談員	3	3		2. 5	1名以上	社会福祉士 介護福祉士
介護職員	9	5	4	6. 1	4名以上	介護福祉士 6名
看護職員						看護師
機能訓練指導員	10	1	9	2. 0	1名以上	理学療法士 7名 作業療法士 1名 言語聴覚士 2名
医 師	1	1		1	1	医師
管理栄養士	2	2		1. 6	1名以上	管理栄養士
栄養士	1	1		1	1名以上	栄養士
調理員	9	4	4	4. 9	3名以上	調理師 3名
事務員	1	1		1	1	

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
看護職員 介護職員	早番（6：30～15：30） 日勤（8：00～17：00） F勤（9：30～18：30） 遅番（9：30～20：00） 夜勤（16：00～ 9：00）	1ヶ月 9休
厨房職員	早番（7：00～16：00） 遅番（10：00～19：00） 日勤（8：00～17：00）	1ヶ月 9休
その他の職員	8：00～17：00まで勤務	1ヶ月 9休

8 営業日およびご利用時間

営業日	月曜日～土曜日（祝日も営業致します。）
ご利用時間	施設の送迎をご利用いただく場合は、 10：00～16：00 それ以外は（ご家族等にて送迎で別途料金がかかります。）

9 施設サービスの概要

（1）介護保険給付サービス

種類	内容
栄養管理	・通所利用者の栄養状態を把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に説明し、相談などに必要に応じ、栄養改善が必要な利用者に対して摂食・嚥下状態に配慮した栄養ケア計画を作成します。
口腔機能向上	・利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、支援相談員、その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理計画を作成し定期的に進捗状況を評価していきます。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・利用者の居宅サービス計画及び希望に応じて入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴を用いての入浴が可能です。
離床・着替え 整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・入浴、汚染など必要に応じの着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週1回実施します。
機能訓練	・機能訓練指導員（所有資格、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・当施設の保有するリハビリ器具 歩行器14機 車椅子42機 その他リハビリ機器
各種マネジメント	・利用者に対する個別リハビリ等に関わる各種マネジメント・計画作成 ① リハビリーションマネジメント ② 栄養マネジメント ③ 口腔機能改善管理指導計画
健康管理	・当施設の医師により随時診察を行います。 ・また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
相談及び援助	・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
レクリエーション	・当施設では、適宜レクリエーション行事等を企画・実施します。 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びご家族の状況によっては、代わりに行うことができます。
送迎	・ご自分で来所が困難な方若しくは送迎を希望される方は、当施設の送迎車での送迎を行います。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
食 事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 昼食（12：00～13：00） おやつ（15：30～）
特別な食事	・嗜好による食事提供以外の食事を提供致します。
社会生活上の便宜	・教養娯楽設備を整えると共に、談話室でのビデオ上映、クラブ活動、年中行事、季節の行事を着企画・実施します。
理髪・美容	・毎週木曜日理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。
おむつの廃棄	・おむつの使用があった場合、その廃棄については施設によって行います。
洗 灌	・利用者の希望により、施設で洗濯を行います。
特別な送迎	・当施設の事業実施区域外の方で特に送迎をご希望の方に当施設の送迎車で送迎を行うことができます。

10 利用料

(1) 法定給付（保険対象サービスのもの）

単位（円／月）

法定代理受領の場合	法定代理受領でない場合
要支援1 2268円	要支援1 22680円
要支援2 4228円	要支援2 42280円

※ 上記にサービス提供体制強化加算（II）が加算されます。

① 要支援1 72 円／日 ② 要支援2 144 円／日

対象の方は下記の加算が付きます。

科学的介護推進体制加算	40円／3ヶ月に一回
生活行為向上リハビリテーション実施加算	562円／月（開始6ヶ月以内）
口腔・栄養スクリーニング加算（II）	5円／回（6ヶ月に1回）
口腔機能向上加算（II）	160円／月2回（開始時3ヶ月以内）
栄養アセスメント加算	50円／月
栄養改善加算	200円／月
一体的サービス提供加算	480円／月

※上記以外に個別利用した介護保険サービスに関わるものは、それぞれ介護報酬単位数に準じて加算されます。

※介護職員処遇改善加算（I）として、上記料金表に基づき計算された金額に8.6%を乗じた金額が加算されます。

※水戸市においては地域区分5級地の為、すべての金額に1.055を乗じた金額となります。

昼食代	620円
-----	------

(2) 法定外給付（保険対象外サービスのもの）

区分	利 用 料
特別な食事	・ 1食につき、100円
整髪・理容サービス	・ 1回につき、2500円
日常生活に要する 費用で本人に負担 いただくことが適当であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラブ活動等に要する教養娯楽費用等、200円／日 ・ 身の回り日用品の費用、100円／日 ・ サービス時間外利用 1000円／1時間 ・ おむつ、20円～220円（種類によって違いがあります） ・ 洗濯代、50円～300円（種類によって違いがあります） ・ その他利用者に対して行われるもので、経費の実費相当額。
特別な送迎	・ 実費相当分がかかります。

(3) お支払い

請求書	翌月10日までにご利用分について、詳細内容の分かる請求書を発行いたします。
領収書	請求書による清算があった場合、速やかに詳細内容の分かる領収書を発行いたします。
お支払い方法	<p>事務所窓口にて、現金清算のかたちで、お支払いをお願いします。 月の初回の利用時に請求書をお渡ししますので、その次の利用時にお支払い頂いてもかまいません。 尚、お支払いは、月曜～日曜日に行うことができます。</p>

12 苦情等申立先

当施設ご利用 相談室	<p>窓口担当者 当施設支援相談員 ご利用時間 每日 8：00～17：00 ご利用方法 電話 029-259-7677 面接 当施設窓口にて受付</p>
その他	利用者は、いつでも市区町村、国保連合会、都道府県の設置する苦情相談窓口等へ、苦情相談を行うことができます。

12 オンブズマン制度

オンブズマン	市区町村に設置されるもの及び他が行うオンブズマン団体からの調査を受けることがあります。また、介護保険各種サービスについて、利用者が相談することができます。
--------	---

13 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 省和会 長田医院
院長名	長田 省一
所在地	茨城県水戸市大足町 980
電話番号	029-259-5711
入院設備	ベッド数19床
救急指定の有無	あり
契約の概要	当施設と長田医院とは、利用者に病状の急変があった場合即座に対応します。

14 協力歯科医療機関

名称	歯科診療所つまさと
院長名	藤田 牧子
所在地	茨城県水戸市有賀町2228
電話番号	029-297-8160

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「老人保健施設 つまさと 消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	町内会との連携により非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「老人保健施設 つまさと 消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
設備名称	設置	設備名称	設置	設置
スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり	あり
避難階段	あり	屋内消火栓	あり	あり
自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり	あり
誘導灯	あり	漏電火災報知機	あり	あり
ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり	あり
カーテン、布団、絨毯等は耐火・防煙性能のあるものを使用しております				
消防計画等	消防署への届出日：平成17年3月30日			
自然災害への対応	自然災害が起きた場合、業務が継続出来る様、平常時の対応として（建物・設備の安全対策、電気・水道などのライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄などの確保）緊急時の対応体制、他施設及び地域との連携の整備、計画の作成に努めます。			
研修及び訓練	平常時の対応の必要性や、緊急時への対応を浸透させる為の研修及び訓練を年2回実施していきます。			

16 感染症対策

- ・感染症の発生及び食中毒の予防、まん延防止の為の委員会を3ヶ月に1回以上開催し、その結果について、全職員に周知徹底を図ります。
- ・施設内での感染症発症時に業務が継続する為の計画を作成し、その為の研修及び訓練（シミュレーション）を年2回実施していきます。尚感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延防止の為の研修と一体的に実施する事とします。

17 褥瘡対策

- ・入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3ヶ月に1回評価を行い、褥瘡管理に努めます。
- ・褥瘡が認められ、または評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成します。

1 8 認知症対応の向上

- ・介護に関わる職員は認知症対応力を向上させ、認知症の理解の元、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、職員の研修の機会を確保するよう努めています。

1 9 事故防止対策

- ・介護事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時、専任の安全対策担当者を中心とした多職種構成の事故防止検討委員会で分析し、その改善策を全職員に周知徹底します。
- ・介護事故発生防止及び再発防止対策の研修を行います。

2 0 虐待防止対策

- ・高齢者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の防止に向けて職員に周知徹底を図る研修を年2回以上行っています。また、虐待等を早期に発見出来る様虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知を図り、適切な対応をしていきます。
- ・虐待防止検討委員会を設置し、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合の再発を防止するための対策を検討していきます。

2 1 身体拘束廃止の取り組み

- ・入所者の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束は行いません。行う場合は、その態様・時間・利用者の心身の状況と緊急やむを得ない理由を記録します。また、「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を3ヶ月に1回以上開催するとともに「身体的拘束等の適正化のための指針」を整備し、介護職員等に対し研修を定期的に実施します。

2 2 ハラスメント対策

- ・男女雇用機会均等法における職場におけるハラスメントの防止を図る観点から、施設職員に対しマニュアル作成や研修の実施を通してハラスメント対策を推進していきます。
- ・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員の周知・啓発を行っていきます。
- ・相談対応のための担当者と窓口をあらかじめ定め、職員に周知していきます。

2 3 衛生管理

- ・利用者が使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- ・栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は毎月1回、検便を行います。

2.4 個人情報の取り扱いについて

当施設においては、個人情報保護に取り組んでいます。当施設では個人情報を下記の目的に利用し、取り扱いには細心の注意を払っています。

【介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的】

[介護関係事業者の内部での利用に係る事例]

- ・ 当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者の係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - 一、入退所の管理
 - 一、会計、経理
 - 一、事故等の報告
 - 一、該利用者の介護サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う事例]

- ・ 当該事業所等が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 一、当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所と介護施設・医療機関との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 一、その他の業務委託
 - 一、家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち、
 - 一、保険事務の委託
 - 一、審査支払い機関へのレセプト提出
 - 一、審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[介護関係従事者の管理運営業務のうち、

- 一、介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
- 一、介護保険施設等において行われる学生の実習への協力
- 一、研修等の資料

25 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度面会簿にご記入ください。また面会時の食品の持込は必ず職員にお知らせください。 面会時間は8:00～16:00となります。
居室・設備 器具の利用	送迎車及び施設の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反しご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
禁煙	禁煙にご協力をお願い致します。送迎時、車中は禁煙です。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品	ライター、マッチ等を含む火気、刃物等及び危険物全般の持込は厳禁です。
現金等	現金及び貴重品等の持ち込みは極力ご遠慮ください。当施設にて紛失等に係る責任は一切負いません。
宗教活動 政治活動	施設内での他利用者に対する一切の宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。 退去勧告の対象となることがあります。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
電話	施設内1階と3階に公衆電話が設置しておりますのでご利用ください。尚、電話の取り次ぎについては、緊急時以外、基本的にできません。
送迎	送迎時の車中では、危険行為及び同乗者の迷惑となる行為はされないようお願い致します。 問題のある場合送迎ができないことがあります。